

特定事業所集中減算の取り扱いについて

1 令和3年度後期分の判定期間等

居宅介護支援事業所は、次の判定期間に作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。

判定期間	減算適用期間	提出期限
令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日	令和4年3月15日（火） ※厳守のこと

※次の事業所については、判定期間を満了していないことから、当該期間については減算の判定対象から除外します。

(1) 判定期間中に指定・再開した居宅介護支援事業所

※ただし、令和3年9月1日に指定・再開した事業所を除く

(2) 判定期間中に休止・廃止した居宅介護支援事業所

2 作成及び提出書類

(1) 各サービスの紹介率最高法人の割合が80%を超えない事業所

→ 提出は不要ですが、書類を作成し各事業所で2年間保存しておく必要があります。

(2) いずれかのサービスの紹介率最高法人の占める割合が80%を超えて、正当な理由が無く減算の対象となる事業所

→ 提出書類 「特定事業所集中減算届出書（様式1）」

「特定事業所集中減算に係る判定状況書（様式2）」※

(3) いずれかのサービスの紹介率最高法人の占める割合が80%を超えて、正当な理由によると判断する事業所

→ 提出書類 「特定事業所集中減算届出書（様式1）」

「特定事業所集中減算に係る判定状況書（様式2）」※

「特定事業所集中減算に係る再計算書（様式3）」

「正当な理由を証明する補足説明資料」

**※様式2については、全サービス種類分を提出してください。**

### 3 判定方法

居宅サービス計画において、各サービス等のいずれかについて、正当な理由なく、80%を超えて特定の居宅サービス事業者等（法人単位）が位置づけられている場合に減算します。なお、地域密着型通所介護については、通所介護とあわせて計算できることにご留意ください。

#### 【具体的な計算式】

各サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
÷各サービスを位置づけた計画数  
(例) 訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
÷訪問介護を位置づけた計画数

### 4 提出先

住所 〒750-0006 下関市南部町21番19号（下関商工会館4F）  
下関市介護保険課事業者係

Email kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

### 5 「正当な理由」の範囲

正当な理由の範囲については、以下のとおりとなります。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、各サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- (3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合（当該事例を除外すると80%以下である場合）

※サービスの質が高いこととしては次のようなものを想定していますが、サービスの質が高いと評価する理由は、個々の利用者により異なります。必ず、サービスの質が高いということで、その事業所を個々の利用者が選択するに至った理由を、個別具体的に記載した理由書（任意様式）を提出してください。

サービス種類	指標
訪問介護	・「特定事業所加算」を算定している事業所
通所介護・地域密着型通所介護	※いずれかを満たす事業所 ・「事業所評価加算」を算定している介護予防通所介護事業所と一体的に事業を行っている事業所 ・「サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）又はⅠ（ロ）」を算定している事業所
福祉用具貸与	・なし

※地域ケア会議等の地域包括支援センターが実施する事例検討会等に、当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けることは、必須ではありません。状況に応じて、事例検討会で助言・意見を求めてください。

(6) 困難事例を受け入れたために集中したと認められる場合（困難事例を除外すると80%以下となる場合）

(7) 計画の作成や変更時等に適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、解決のための援助ができる事業所を検討し、当該事業所を位置づけることが適当であるとの判断から、結果として紹介率が80%を超えたが、その者の居宅サービス計画からその事業所を除外し再計算すると、算定結果が80%以下である場合。

※単に“利用者がその事業所を希望したから”というだけでは正当な理由ではありません。

## 6 その他

正当な理由について、要件を形式的に満たしていた場合であっても、実地指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象とすることがあります。

また、記載内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正又は虚偽の報告があったものとして、介護保険法第84条の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定取り消し等の行政処分の対象となる場合があります。

正当な理由なく、いずれかのサービスで紹介率最高法人の割合が80%を超えて減算に該当することとなった場合には、特定事業所集中減算届出書（様式1）等と併せて、指定事項等変更届及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を提出し（従前より特定事業所集中減算「あり」の事業所は、指定事項等変更届及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表は提出不要）、令和4年4月サービス提供分の請求から減算を行ってください。